

第四次産業革命スキル習得講座の 受講を検討されている方へ

経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。また、一定の要件を満たすことで厚生労働省より専門実践教育訓練給付金として受講料の最大70%が支給されます。

○ 支給対象者

受講開始日時点で
雇用保険に加入している方

雇用保険の被保険者が3年以上
(給付金制度をはじめて利用する人は2年)

受講開始日時点で
雇用保険に加入していない方

離職日翌日から1年以内かつ
雇用保険の被保険者が3年以上あった場合
(給付金制度をはじめて利用する人は2年)

※雇用保険喪失から1年以内に妊娠・出産などの理由で30日以上、受講開始できない期間がある場合はハローワークに申請することで特例が認められることがあります。

※支給資格については必ずお住まいの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください。

○ 支給額

・教育訓練経費の50%(最大40万円)

雇用保険の被保険者が3年以上(給付金制度をはじめて利用する人は2年)

・受講修了後、1年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合は、 訓練経費の70%から支給済の差額分を差し引いた金額(最大16万円)

離職日翌日から1年以内かつ雇用保険の被保険者が3年以上あった場合(給付金制度をはじめて利用する人は2年)

○ 支給までの流れ

受講前の手続き

受講開始前に、以下の手続きを行う必要があります。「2. 支給資格確認手続き」を受講開始日の1ヶ月前までに行います。

1. 訓練前キャリアコンサルティング

申請の手続きを行う前に「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、ジョブ・カードの交付をうける必要があります。訓練前キャリアコンサルティング前に書類の準備が必要です。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

<http://jobcard.work/yoyaku.html>

2. 支給資格確認手続き

受講開始日の1ヶ月前までにお住まいの地域を管轄するハローワークで支給資格確認手続きを行ってください。以下の書類を提出する必要があります。

【提出書類】

- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金支給資格確認票
- ・ジョブ・カード
- ・本人確認書類
- ・写真2枚(正面上半身、3.0cm×2.5cm)
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード
- ・専門実践教育訓練および特定一般教育訓練給付再支給時報告(支給経験がある場合のみ)

※手続き時に雇用保険被保険者番号とマイナンバーの記入が求められます。

※申請書類に記載する指定番号には以下の番号を記載してください。

IoTエンジニア育成コースA	1310264-2110011-9
IoTエンジニア育成コースB	1310264-2210011-9
AIエンジニア育成コース	1310264-2220011-9
AI×IoTエンジニア育成コース	1310264-2220021-1

3. 「支給資格者証」の交付

ハローワークから「支給資格者証」が交付され、支給申請期間が指示されます。

裏面に続きます。

支給申請

受講開始日から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。この期間内に支給申請の手続きを行う必要があります。手続きの際に、雇用保険被保険者番号とマイナンバーの記入が求められます。

受講開始日



[支給手続きに必要な書類]

- ・教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書 ※1
- ・教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受講証明書 ※1
- ・最後の支給単位期間の支給申請時は「専門実践教育訓練終了証明書」 ※1
- ・領収証もしくはクレジット契約証明書 ※1
- ・返還金明細書 ※2
- ・教育訓練経費等確認書
- ・専門実践教育訓練給付最終受給時報告

※1 インターネット・アカデミーが発行する書類です。

※2 「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が還付された場合に必要となります。

受講修了後、1年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合の支給手続きでは以下の書類が必要となります。
※ハローワークから提供される資料に記載されている「資格取得等」の要件はスキルチェックテストの合格が該当します。

[支給手続きに必要な書類]

- ・教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書 ※1
- ・専門実践教育訓練終了証明書 ※1
- ・領収証もしくはクレジット契約証明書 ※1
- ・教育訓練経費等確認書
- ・専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

※1 インターネット・アカデミーが発行する書類です。

インターネット・アカデミーが発行する各種証明書は、以下の条件を満たした場合に発行します。

[発行時の条件]

- ・対象講座の8割以上を受講している
- ・スキルチェックテストで80点以上を獲得している

注意事項

- ・ハローワークへの照会・申請手続きは、受講者本人がお住まいの地域を管轄するハローワークに書類を提出する必要があります。代理人による提出や郵送による手続きは原則認められていません。
- ・受講期間内に受講を修了できずハローワークからインターネット・アカデミーへの照会があった場合、インターネット・アカデミーはハローワークに対して受講者の受講状況や到達状況を回答します。
- ・雇用保険の基本手当の受給が決まっている受講者は、原則として28日ごとにハローワークにて失業の認定を受ける必要があります。失業の認定は、受講者が求職活動をしており、なおかつハローワークの職業紹介に常に応じられる場合に行われます。失業認定日と受講日が重なった場合でも、失業認定日の変更は原則認められません。